

## 関係人口に関する要件との適合について

小浜市U・Iターン移住就職等支援事業（東京圏型）における移住支援金交付要領第3条（4）関係人口に関する要件については、下記（1）に掲げる関係人口拡大を目的とした事業のいずれかの参加者・利用者であって、（2）および（3）に該当する者とする。

## （1）関係人口拡大を目的とした事業

## 【小浜市】

事業名	事業内容
①おばまで暮らそ！事業	小浜市への移住者や移住希望者向けに市が開催する移住交流会等への参加
②その他小浜市が関係人口拡大を目的として実施する事業	上記①のほか、小浜市が関係人口拡大を目的とした事業として別途定める事業

## 【福井県】

事業名	事業内容
①地域の仕事・暮らしインターン推進事業	伝統工芸や地場産業に関心のある県外の学生・若者を対象に、仕事の体験、職人・技術者や地元住民との交流などを通じて産地の魅力を発信
②都市部子育て家族の県内長期滞在モデル構築事業	都会ではできない福井ならではの保育体験を受けながら、家族で県内に長期滞在（1～3週間）できるモデル「ふく育県留学」を通して、都市部からの親子の受け入れ拡大を図る
③移住サポート推進事業	移住者等によるU・Iターン、関係人口拡大につながる活動を促進するとともに、移住の下見等に伴う移動費の一部を助成
④移住相談集中強化事業	県内外で実施する移住フェアや移住セミナー等への参加
⑤地域おこし協力隊レベルアップ事業	地域活動に関心がある若者向けに「ふくい地おこアカデミー」の開催など
⑥その他県が関係人口拡大を目的として実施する事業	上記①から⑤のほか、県が関係人口拡大を目的とした事業として、別途定める事業

(2) 「小浜市を訪問したことがある者」に該当すること

令和3年4月1日以降、小浜市を訪問し、移住に向けた現地活動を行ったものとする。

(3) 「地域の担い手確保の要件」に該当すること

「地域の担い手確保の要件」とは、地域の基幹産業である農林水産業等の一次産業、伝統工芸職等地域に根差した二次産業および市内に本社等を有する中小企業等ならびに家業等のほか市長が必要と認めた業種（企業等から雇用されている者は週20時間以上の無期雇用契約であること、農林水産業、伝統工芸職や家業などは自活できる程度の収入のある事業を営む者（またその見込みのある者））